

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和6年9月30日

【発行者名】 スーパーファンド・ジャパン・トレーディング
(ケイマン)リミテッド
(Superfund Japan Trading (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役
テニソン・ブリッグス
(Tennyson Briggs, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 9010、グランド・ケイマン、
クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス4階、
キャンベルズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド気付
(c/o Campbells Corporate Services Limited, Floor 4,
Willow House, Cricket Square, Grand Cayman, KY1-9010,
Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 森 下 国 彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 青 野 紘 子
弁護士 千 葉 幹 大
弁護士 鬼 形 新

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売出) 外国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】 スーパーファンド・ジャパン
(Superfund Japan)

【届出の対象とした募集(売出) 外国投資信託受益証券の金額】 日本において届出の対象とされる募集受益証券の総額は、3つの
サブファンドの各クラスにつき100億円、合計10,000億円を限度
とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注1) 本書の記載事項のうち外貨数字の円貨換算については、直近の為替レートを用いているので、訂正前の換算レートとは異なっている。本書中における米ドル及びユーロの円貨換算は、別段の表示のない限り、2024年8月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行によって公表された対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=144.80円、1ユーロ=160.44円)による。

(注2) 円貨への換算は、本書において該当する各数値につき、所定の為替換算レートで単純計算の上、必要に応じて四捨五入している。したがって、本書中の同一情報につき異なった数値で円貨表示がなされている場合がある。

1【提出理由】

令和6年6月28日に提出した有価証券届出書の関係情報を新たな情報に訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

- 1 ファンドの性格
- 2 投資方針
- 3 投資リスク
- 4 手数料等及び税金
- 5 運用状況

第2 管理及び運営

- 2 買戻し手続等
- 3 資産管理等の概要
- 4 受益者の権利等

第3 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

- 1 管理会社の概況
- 2 事業の内容及び営業の概況
- 3 管理会社の経理状況
- 4 利害関係人との取引制限

3【訂正内容】

訂正箇所は下線で示しています。

[次へ](#)

第一部 証券情報

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

< 訂正前 >

(前略)

(注1) 当ファンドは、各資産及び負債のプールに応じた持分を表章する1つ以上のクラス(以下それぞれ「クラス」という。)から成る単一通貨建てのサブファンド(以下それぞれ「サブファンド」という。)に分割されるアンブレラ・ファンドとして構成されている。各サブファンドは他のサブファンドと分別して管理され、各サブファンドの資産は当ファンドの投資目的と投資戦略に従って管理会社により投資される。各サブファンドにつき1つ以上のクラスが設定され、各クラスは各発行日(以下に定義する。)に発行される。

(中略)

(注3) 「評価日」とは、各週水曜日の直前のファンド営業日(但し、各月の最終週については当該月の最後のファンド営業日)、又は、管理会社及び/若しくは受託会社が随時定める別の日をいう。

(中略)

(注8) 当ファンドの受益証券について、管理会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

< 訂正後 >

(前略)

(注1) 当ファンドは、各資産及び負債のプールに応じた持分を表章する1つ以上のクラス(以下それぞれ「クラス」という。)から成る単一通貨建てのサブファンド(以下それぞれ「サブファンド」という。)に分割されるアンブレラ・ファンドとして構成されている。各サブファンドは他のサブファンドと分別して管理され、各サブファンドの資産は当ファンドの投資目的と投資戦略に従って投資される。各サブファンドにつき1つ以上のクラスが設定され、各クラスは各発行日(以下に定義する。)に発行される。

(中略)

(注3) 「評価日」とは、各週水曜日の直前のファンド営業日(但し、各月の最終週については当該月の最後のファンド営業日)、又は、受託会社が管理会社と協議の上、随時定める別の日をいう。

(中略)

(注8) 当ファンドの受益証券について、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

< 訂正前 >

(前略)

(注1) 当ファンドは、各資産及び負債のプールに応じた持分を表章する1つ以上のクラス(以下それぞれ「クラス」という。)から成る単一の異なる通貨建てのサブファンド(以下それぞれ「サブファンド」という。)に分割されるアンブレラ・ファンドとして構成されている。各サブファンドは他のサブファンドと分別して管理され、各サブファンドの資産は当ファンドの投資目的と投資戦略に従って管理会社により投資される。各サブファンドにつき1つ以上のクラスが設定され、各クラスは各発行日(以下に定義する。)に発行される。

(中略)

各サブファンドの資産は管理会社により運用され、管理会社は各サブファンドの資産の基本的にすべてを、以下のようにそれぞれ対応するマスターファンド(以下「マスターファンド」という。)の分別ポートフォリオの発行する株式の対応するクラスに投資する。マスターファンドは、いずれもケイマン諸島における分別ポートフォリオを運用する適用免除有限責任会社(exempted limited liability company)として登録され、投資会社としての活動を行うものであって投資以外の事業は行っていない。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(注1)当ファンドは、各資産及び負債のプールに応じた持分を表章する1つ以上のクラス(以下それぞれ「クラス」という。)から成る単一の異なる通貨建てのサブファンド(以下それぞれ「サブファンド」という。)に分割されるアンブレラ・ファンドとして構成されている。各サブファンドは他のサブファンドと分別して管理され、各サブファンドの資産は当ファンドの投資目的と投資戦略に従って投資される。各サブファンドにつき1つ以上のクラスが設定され、各クラスは各発行日(以下に定義する。)に発行される。

(中略)

各サブファンドの資産は基本的にすべて以下のようにそれぞれ対応するマスターファンド(以下「マスターファンド」という。)の分別ポートフォリオの発行する株式の対応するクラスに投資される。マスターファンドは、いずれもケイマン諸島における分別ポートフォリオを運用する適用免除有限責任会社(exempted limited liability company)として登録され、投資会社としての活動を行うものであって投資以外の事業は行っていない。

(後略)

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

(前略)

() ファンドの仕組み

(中略)

マスターファンドの各分別ポートフォリオは、いかなる点においても、管理会社が運用するその他のサブファンド又はその他のファンドから独立した個別のものとして管理され、本書において明示的に定める場合を除き、いかなる方法でも混合されてはならない。

() 関係法人

(a) 管理会社

管理会社であるスーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッドは、当ファンドの運用及び投資の指図を行う。

管理会社は、2004年10月8日にケイマン諸島の会社法(その後の改正を含む。)に基づいて設立され、ケイマン諸島、KY1-9010、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス4階、キャンベルズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド気付に登記上の事務所を置く投資運用会社である。管理会社の授權資本の総額50,000,000円は、議決権付き、利益参加型、買戻し可能な額面各1円の50,000,000株の株式に分割される。

(中略)

(b) 受託会社

(中略)

信託証券は、いかなる種類又は性質のものであれ、信託証券に基づく義務の履行において事務管理会社により負担されるか又は事務管理会社に対して主張できるすべての負債、債務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、経費、費用又は支払いに対する受託会社並びにその取締役、役員及び従業員の補償(受託会社又はその取締役、役員、従業員若しくは代理人の不誠実不正、重過失行為又は故意の不履行に起因するものを除く。)につき規定する。受託会社は、90日前の書面による通知によりその役務を終了することができる。

当ファンドの受益証券が、すべての適用ある証券等に関する法律を遵守して市場で取引され、売却されているかの判断については、受託会社でなく、販売会社及び管理会社が責任を負っている。

(中略)

(d) 販売会社

(中略)

(注1)受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売及び買戻業務並びに当ファンドに関する全般的な問い合わせ等の業務を提供することを約する契約である。

(後略)

<訂正後>

(前略)

() ファンドの仕組み

(中略)

マスターファンドの各分別ポートフォリオは、いかなる点においても、管理会社が助言を行うその他のサブファンド又はその他のファンドから独立した個別のものとして管理され、本書において明示的に定める場合を除き、いかなる方法でも混合されてはならない。

() 関係法人

(a) 管理会社

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッドが当ファンドの管理会社を務める。

管理会社は、2004年10月8日にケイマン諸島の会社法(その後の改正を含む。)に基づいて設立され、ケイマン諸島、KY1-9010、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス4階、キャンベルズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド気付に登記上の事務所を置く投資顧問会社である。管理会社の授権資本の総額50,000,000円は、議決権付き、利益参加型、買戻し可能な額面各1円の50,000,000株の株式に分割される。

(中略)

(b) 受託会社

(中略)

信託証書は、いかなる種類又は性質のものであれ、信託証書に基づく義務の履行において事務管理会社により負担されるか又は事務管理会社に対して主張できるすべての負債、債務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、経費、費用又は支払いに対する受託会社並びにその取締役、役員及び従業員の補償(受託会社又はその取締役、役員、従業員若しくは代理人の不誠実不正、重過失行為又は故意の不履行に起因するものを除く。)につき規定する。受託会社は、90日前の書面による通知によりその役務を終了することができる。

受託会社は、受託会社が当ファンドについて担う運營業務を遂行する特定の署名権者(以下「権限保持者」という。)を指定する。ただし、当ファンドの運營業務の最終的な責任は受託会社が負うものとし、受託会社は委託した運營業務につき権限保持者を監視及び監督することを条件とする。

権限保持者は、当ファンドの監督業務に専念するため及び受託会社が当ファンドについて担う運營業務を遂行するための十分な時間を確保する。権限保持者は、これに要する時間が、随時変化する当ファンドのニーズに応じて変動し得ることを承知している。

受託会社は、当ファンドの運営組織として、利益相反に係る方針を採用した。当該方針に基づき、権限保持者及び当ファンドの各役員は、他の事業に関与し自身のために投資活動を行うことを認められているが、当該利益相反を必要に応じて開示及び管理することを前提とする。

当ファンドの受益証券が、すべての適用ある証券等に関する法律を遵守して市場で取引され、売却されているかの判断については、受託会社でなく、販売会社及び管理会社が責任を負っている。

(中略)

(d) 販売会社

(中略)

(注1) 受益証券販売・買戻契約とは、受託会社が(管理会社と協議の上)任命した日本における販売会社が、日本における受益証券の販売及び買戻業務並びに当ファンドに関する全般的な問い合わせ等の業務を提供することを約する契約である。

(後略)

(5) 開示制度の概要

< 訂正前 >

(前略)

(B) 日本における開示

() 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法により要求される開示

(中略)

販売会社は、投資家が投資を決定する際に特に重要となる情報を内容とする交付目論見書を投資家に交付する。交付目論見書に記載するよう求められている事項は、1) 基本情報(() ファンドの名称、() 管理会社等の情報、() ファンドの目的・特色、() 投資リスク、() 運用実績、() 手続・手数料等) 及び、2) 追加的情報である。また、投資家から請求があった場合は、有価証券届出書と概ね同一の内容を記載した目論見書(請求目論見書)を交付しなければならない。管理会社は、当ファンドの財務状況等を開示するため、各会計年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、各会計年度の上半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、日本における代理人を通して関東財務局長に提出するほか、当ファンドにつき重要な変更が生じた場合には、遅滞なく臨時報告書を関東財務局長に提出する。投資家及びその他の希望者は、関東財務局の閲覧室及び電子開示システム上で、これらの文書を閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく届出書等

当ファンドの受益証券の募集を開始する前に、管理会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投資信託法」という。)に基づいて、日本における代理人を通じて、当ファンドに関する特定の情報を金融庁長官に提出しなければならない。さらに、信託証書につき変更がされる場合には、管理会社は、日本における代理人を通してその旨及びその変更内容をあらかじめ金融庁長官に届け出る。また、事務管理会社及び販売会社の協力の下、管理会社は、投資信託法に基づいて、当ファンドの計算期間の末日後速やかに当ファンドの資産に関する交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、日本における代理人を通じて金融庁長官に提出する。

() 受益権者に対する開示

信託証書に重要な変更が行われる場合には、管理会社は日本における代理人を通じて当該変更の2週間以上前に、日本における知られたる受益権者に当該変更について書面による通知をしなければならない。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(B) 日本における開示

() 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法により要求される開示

(中略)

販売会社は、投資家が投資を決定する際に特に重要となる情報を内容とする交付目論見書を投資家に交付する。交付目論見書に記載するよう求められている事項は、1) 基本情報(() ファンドの名称、() 管理会社等の情報、() ファンドの目的・特色、() 投資リスク、() 運用実績、() 手続・手数料等) 及び、2) 追加的情報である。また、投資家から請求があった場合は、有価証券届出書と概ね同一の内容を記載した目論見書(請求目論見書)を交付しなければならない。当ファンドの受益証券の発行者として、管理会社は、当ファンドの財務状況等を開示するため、各会計年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、各会計年度の上半期終

了後3ヶ月以内に半期報告書を、日本における代理人を通して関東財務局長に提出するほか、当ファンドにつき重要な変更が生じた場合には、遅滞なく臨時報告書を関東財務局長に提出する。投資家及びその他の希望者は、関東財務局の閲覧室及び電子開示システム上で、これらの文書を閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく届出書等

当ファンドの受益証券の募集を開始する前に、管理会社は、当ファンドの受益証券の発行者として、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投資信託法」という。)に基づいて、日本における代理人を通じて、当ファンドに関する特定の情報を金融庁長官に提出しなければならない。さらに、信託証書につき変更がされる場合には、管理会社は、当ファンドの受益証券の発行者として、日本における代理人を通してその旨及びその変更内容をあらかじめ金融庁長官に届け出る。また、事務管理会社及び販売会社の協力の下、管理会社は、当ファンドの受益証券の発行者として、投資信託法に基づいて、当ファンドの計算期間の末日後速やかに当ファンドの資産に関する交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、日本における代理人を通じて金融庁長官に提出する。

() 受益権者に対する開示

信託証書に重要な変更が行われる場合には、管理会社は、当ファンドの受益証券の発行者として、日本における代理人を通じて当該変更の2週間以上前に、日本における知られたる受益権者に当該変更について書面による通知をしなければならない。

(後略)

2 投資方針

(3) 運用体制

<訂正前>

当ファンドは管理会社により運用されている。管理会社は取締役により運営されており、現在、取締役はテニソン・ブリッグス氏及びヨセフ・ホルツァー氏である。テニソン・ブリッグス氏は、金融業界の主に金融サービスソフトウェア分野において22年余の経験を有し、ヨセフ・ホルツァー氏は、金融業界、主に金融サービス及び投資ファンドの分野において16年以上の経験を有する。取締役は、当ファンドの資産のすべてについてのマスターファンドへの投資を監督する。必要な範囲において、取締役は、当ファンドによるマスターファンドへの投資についてマスターファンド投資顧問会社と連絡をとる。取締役はまた当ファンドの運営の全体的な管理を調整する。

現在、テニソン・ブリッグス氏及びヨセフ・ホルツァー氏が務めている、マスターファンドの取締役は、マスターファンドの資産のアンダーライニング・マスターファンドへの投資を監視する。テニソン・ブリッグス氏及びヨセフ・ホルツァー氏は、アンダーライニング・マスターファンドの取締役を兼務している。

<訂正後>

当ファンドは、受託会社の権限保持者により運用され、管理会社より助言を受ける。管理会社は取締役により運営されており、現在、取締役はテニソン・ブリッグス氏、ヨセフ・ホルツァー氏及びステファノ・アクティス氏である。テニソン・ブリッグス氏は、金融業界の主に金融サービスソフトウェア分野において22年余の経験を有する。ヨセフ・ホルツァー氏は、金融業界、主に金融サービス及び投資ファンドの分野において16年以上の経験を有する。ステファノ・アクティス氏は、金融業界において11年余の経験を有している。取締役は、当ファンドの資産のすべてについてのマスターファンドへの投資につき提案を行う。必要な範囲において、取締役は、当ファンドによるマスターファンドへの投資についてマスターファンド投資顧問会社と連絡をとる。取締役はまた当ファンドの運営の全体的な管理につき受託会社に対して助言を行う。

現在、テニソン・ブリッグス氏、ヨセフ・ホルツァー氏及びステファノ・アクティス氏が務めている、マスターファンドの取締役は、マスターファンドの資産のアンダーライニング・マスターファンドへの投資を監視する。テニソン・ブリッグス氏、ヨセフ・ホルツァー氏及びステファノ・アクティス氏は、アンダーライニング・マスターファンドの取締役を兼務している。

(4) 配分方針

<訂正前>

現段階では分配を行う予定はないが、管理会社はその裁量により分配を行う権利を留保している。

<訂正後>

現段階では分配を行う予定はないが、受託会社は、管理会社と協議の上、その裁量により分配を行う権利を留保している。

(5) 投資制限

<訂正前>

JSDAが制定した日本における外国投資信託受益証券の販売に関する選別基準等を遵守するため、管理会社は、各サブファンドが常に下記投資制限を遵守することを請け負う。

(後略)

<訂正後>

JSDAが制定した日本における外国投資信託受益証券の販売に関する選別基準等を遵守するため、当ファンドは、各サブファンドが常に下記投資制限を遵守することを請け負う。

(後略)

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

受益証券の換金規制

(中略)

受益権者は、下記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等」に記載されたとおり、毎月自己の受益証券を処分することができる。受益権者が買戻しの通知を行った時点から次の償還可能日までの間、当ファンドへの投資の価値が低下するリスクは受益権者が負う。受益権者は、相当な期間、自己の受益証券を所有し、自己の投資のリスクを負う準備をしておかなければならない。管理会社はいかなる受益証券の譲渡についても、事前に、書面により同意をしなければならない(かかる同意は管理会社又は受託会社の単独の裁量で留保することができる。)。かかる受益証券は、1933年米国証券法(その後の改正を含む。)上、登録されず、又は日本以外の管轄内の法律上、売出し登録はなされない。

管理会社は、(受託会社の委託を受けて)信託証書規定の一定の状況下で、買戻権を一時差し止めることができる。受益証券を譲渡した結果、譲渡人が不利な税務上の影響を受ける場合がある。

管理会社の買戻請求権

管理会社は、一定の条件下(下記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5)その他、()強制買戻し」に掲げる事由)において、誠意ある判断により、受益権者が保有する受益証券の買戻しを強制することができ、かかる強制的買戻しの結果としてかかる受益権者が損失を伴う売却を余儀なくされる場合がある。

(中略)

利益相反

(中略)

テニソン・ブリッグス氏及びヨセフ・ホルツァー氏は、いずれも管理会社、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの取締役である。

テニソン・ブリッグス氏及びヨセフ・ホルツァー氏は、マスターファンド投資顧問会社、販売会社並びにマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドのマネジメント株式の株主と関係を有する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

受益証券の換金規制

(中略)

受益権者は、下記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等」に記載されたとおり、毎月自己の受益証券を処分することができる。受益権者が買戻しの通知を行った時点から次の償還可能日までの間、当ファンドへの投資の価値が低下するリスクは受益権者が負う。受益権者は、相当な期間、自己の受益証券を所有し、自己の投資のリスクを負う準備をしておかなければならない。受託会社は、管理会社と協議の上、いかなる受益証券の譲渡についても、事前に、書面により同意をしなければならない(かかる同意は受託会社の単独の裁量で留保することができる。)。かかる受益証券は、1933年米国証券法(その後の改正を含む。)上、登録されず、又は日本以外の管轄内の法律上、売出し登録はなされない。

受託会社は、(管理会社と協議の上) 信託証書規定の一定の状況下で、買戻権を一時差し止めることができる。受益証券を譲渡した結果、譲渡人が不利な税務上の影響を受ける場合がある。

受託会社の買戻請求権

受託会社は、管理会社と協議の上、一定の条件下(下記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5)その他、()強制買戻し」に掲げる事由)において、誠意ある判断により、受益権者が保有する受益証券の買戻しを強制することができ、かかる強制的買戻しの結果としてかかる受益権者が損失を伴う売却を余儀なくされる場合がある。

(中略)

利益相反

(中略)

テニソン・ブリッグス氏、ヨセフ・ホルツァー氏及びステファノ・アクティス氏は、いずれも管理会社、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの取締役である。

テニソン・ブリッグス氏、ヨセフ・ホルツァー氏及びステファノ・アクティス氏は、マスターファンド投資顧問会社、販売会社並びにマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドのマネジメント株式の株主と関係を有する。

(後略)

(2) リスク管理

<訂正前>

管理会社、マスターファンド投資顧問会社及びマスターファンド投資顧問会社のポートフォリオ・マネージャーは、当ファンド、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドのポートフォリオ運用につき、上記「2 投資方針」記載の投資方針を厳格に遵守する。また、マスターファンド投資顧問会社のコンプライアンス担当者は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドが投資方針を遵守していることを監視・確認する。さらに、マスターファンド投資顧問会社のポートフォリオ・マネージャーは、特定の投資戦略について投資方針を補完する内部ガイドラインを有する。これらの内部ガイドラインは、戦略及びポジションの分散、ボラティリティの抑制及び適度のレバレッジ等を要求するものである。

(後略)

<訂正後>

受託会社、管理会社、マスターファンド投資顧問会社及びマスターファンド投資顧問会社のポートフォリオ・マネージャーは、当ファンド、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドのポートフォリオ運用につき、上記「2 投資方針」記載の投資方針を厳格に遵守する。また、マスターファンド投資顧問会社のコンプライアンス担当者は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドが投資方針を遵守していることを監視・確認する。さらに、マスターファンド投資顧問会社のポートフォリオ・マネージャーは、特定の投資戦略について投資方針を補完する内部ガイドラインを有する。これらの内部ガイドラインは、戦略及びポジションの分散、ボラティリティの抑制及び適度のレバレッジ等を要求するものである。

(後略)

4 手数料等及び税金

(2) 買戻し手数料

<訂正前>

受益証券の買戻請求が当初の申込時から12ヶ月以内になされた場合又は強制買戻しが当ファンドによってなされた場合、買戻価格の2%の買戻し手数料(以下「買戻し手数料」という。)が、当ファンドから、受益権者に対して、管理会社の裁量により、課される場合がある。かかる買戻し手数料は、当ファンドの利益のために留保される。

(後略)

<訂正後>

受益証券の買戻請求が当初の申込時から12ヶ月以内になされた場合又は強制買戻しが当ファンドによってなされた場合、買戻価格の2%の買戻し手数料(以下「買戻し手数料」という。)が、当ファンドから、受益権者に対して、管理会社と協議した受託会社の裁量により、課される場合がある。かかる買戻し手数料は、当ファンドの利益のために留保される。

(後略)

(3) 管理報酬等

<訂正前>

() 管理報酬

(中略)

(注1)「評価日」とは、各週水曜日の直前のファンド営業日(以下に定義する。)(但し、各月の最終週については当該月の最後のファンド営業日)、又は、管理会社及び/若しくは受託会社が随時定める別の日をいう。

(後略)

<訂正後>

() 管理報酬

(中略)

(注1)「評価日」とは、各週水曜日の直前のファンド営業日(以下に定義する。)(但し、各月の最終週については当該月の最後のファンド営業日)、又は、受託会社が管理会社と協議の上、随時定める別の日をいう。

(後略)

5 運用状況

(1) 投資状況

<訂正前>

(2024年3月31日現在)

	資産の種類	国名	時価合計 円	投資比率
グリーン	スーパーファンド・グリーン・ ゴールドSPC Bの株式(クラスB・ジャ パン) 及びスーパーファンド・グリーンSPC B の 株式(クラス・ジャパン及びクラス・シ ルバー)	ケイマン諸島	2,438,370,813	99.73%
	現金、受取債権及びその他の資産 (負債控除後)	該当なし	6,624,827	0.27%
	純資産総額		2,444,995,640	100%
グリーンC	資産の種類	国名	時価合計 円	投資比率
	スーパーファンド・グリーンSPC Cの株 式 (クラスC・ジャパン)	ケイマン諸島	169,142,834	93.97%
	現金、受取債権及びその他の資産 (負債控除後)	該当なし	10,853,180	6.03%
	純資産総額		179,996,014	100%
レインボー・ オールシーズンズ	資産の種類	国名	時価合計 円	投資比率
	スーパーファンドSPCの株式 (分別ポートフォリオ・レインボー・ オールシーズンズ・クラスB・ジャパ ン)	ケイマン諸島	395,206,993	97.25%
	現金、受取債権及びその他の資産 (負債控除後)	該当なし	11,173,670	2.75%
	純資産総額		406,380,663	100%

(後略)

<訂正後>

(2024年6月30日現在)

	資産の種類	国名	時価合計 円	投資比率
グリーン	スーパーファンド・グリーン・ ゴールドSPC Bの株式(クラスB・ジャ パン) 及びスーパーファンド・グリーンSPC B の 株式(クラス・ジャパン及びクラス・シ ルバー)	ケイマン諸島	<u>2,559,855,153</u>	<u>99.66%</u>
	現金、受取債権及びその他の資産 (負債控除後)	該当なし	<u>8,625,912</u>	<u>0.34%</u>
	純資産総額		<u>2,568,481,065</u>	100%
	資産の種類	国名	時価合計 円	投資比率
グリーンC	スーパーファンド・グリーンSPC Cの株 式 (クラスC・ジャパン)	ケイマン諸島	<u>164,017,153</u>	<u>93.17%</u>
	現金、受取債権及びその他の資産 (負債控除後)	該当なし	<u>12,024,995</u>	<u>6.83%</u>
	純資産総額		<u>176,042,148</u>	100%
	資産の種類	国名	時価合計 円	投資比率
レインボー・ オールシーズンズ	スーパーファンドSPCの株式 (分別ポートフォリオ・レインボー・ オールシーズンズ・クラスB・ジャパ ン)	ケイマン諸島	<u>422,183,215</u>	<u>97.36%</u>
	現金、受取債権及びその他の資産 (負債控除後)	該当なし	<u>11,456,803</u>	<u>2.64%</u>
	純資産総額		<u>433,640,018</u>	100%

(後略)

(2) 投資資産

<訂正前>

投資有価証券の主要銘柄

(2024年3月31日現在)

サブ ファンド	発行地	銘柄	業種	数量	金額(簿価)		金額(時価)		投資 比率
グリーン	ケイマン 諸島	スーパーファンド・グリーン・ ゴールドSPC Bの 株式(クラス B・ジャパン) 及びスーパー ファンド・グ リーンSPC Bの株 式(クラス・ ジャパン及びク ラス・シル バー)	分別 ポート フォリオ 会社	1,958,342.41	2,597,104,134円		2,438,370,813円		100%
					単価	1,326.17円	単価	1,245.12円	
グリーンC	ケイマン 諸島	スーパーファン ド・グリーンSPC Cの株式(クラス C・ジャパン)	分別 ポート フォリオ 会社	229,023.81	257,983,267円		169,142,834円		100%
					単価	1,126.45円	単価	738.54円	
レイン ボー・オー ルシーズン ズ	ケイマン 諸島	スーパーファン ドSPCの株式(分 別ポートフォリ オ・レイン ボー・オー ルシーズンズ・ク ラスB・ジャパ ン)	分別 ポート フォリオ 会社	114,812.32	340,662,357円		395,206,993円		100%
					単価	2,967.12円	単価	3,442.20円	

(後略)

<訂正後>

投資有価証券の主要銘柄

(2024年6月30日現在)

サブ ファンド	発行地	銘柄	業種	数量	金額(簿価)		金額(時価)		投資 比率
グリーン	ケイマン 諸島	スーパーファン ド・グリーン・ ゴールドSPC Bの 株式(クラス B・ジャパン) 及びスーパー ファンド・グ リーンSPC Bの株 式(クラス・ ジャパン及びク ラス・シル バー)	分別 ポート フォリオ 会社	1,936,845.23	2,481,557,589円		2,559,855,153円		100%
					単価	1,281.24円	単価	1,321.66円	
グリーンC	ケイマン 諸島	スーパーファン ド・グリーンSPC Cの株式(クラス C・ジャパン)	分別 ポート フォリオ 会社	226,382.69	254,424,006円		164,017,153円		100%
					単価	1,123.87円	単価	724.51円	
レイン ボー・オー ルシーズン ズ	ケイマン 諸島	スーパーファン ドSPCの株式(分 別ポートフォリ オ・レイン ボー・オー ルシーズンズ・ク ラスB・ジャパ ン)	分別 ポート フォリオ 会社	112,920.12	332,708,425円		422,183,215円		100%
					単価	2,946.41円	単価	3,738.78円	

(後略)

(3) 運用実績

<訂正前>

純資産の推移

(a) 純資産総額の推移

(中略)

	サブファンド 「グリーン」 (円・クラス)	サブファンド 「グリーン」 (米ドル・ クラス)	サブファンド 「グリーン」 (ゴールド 円・クラス)	サブファンド 「グリーン」 (ゴールド 米ドル・ クラス)	サブファンド 「グリーン」 (シルバー円・ クラス)	サブファンド 「グリーン」 (シルバー 米ドル・ クラス)
	純資産総額 (円)	純資産総額 (米ドル)	純資産総額 (円)	純資産総額 (米ドル)	純資産総額 (円)	純資産総額 (米ドル)
2018年12月	571,375,492	2,028,793.62	339,227,272	74,863.60	-	-
2019年12月	649,761,961	1,917,820.80	431,665,715	112,628.46	-	-
2020年12月	590,598,795	1,759,940.16	1,057,956,161	296,303.30	-	-
2021年12月	626,784,346	1,699,137.36	1,308,157,520	243,293.78	-	-
2022年12月	625,993,630	1,286,536.92	1,271,056,197	611,559.43	155,248,277	2,623,062.63
2023年4月	489,987,545	953,908.90	1,155,738,585	524,743.51	134,865,263	2,161,386.62
5月	485,925,170	944,233.28	1,146,502,999	510,041.26	131,457,039	2,048,671.42
6月	491,070,649	954,075.70	1,158,772,176	506,429.81	135,065,835	2,020,175.60
7月	454,581,685	898,476.45	1,146,505,861	506,913.65	139,865,635	2,109,056.37
8月	415,642,590	824,283.61	1,054,146,361	455,108.82	129,936,098	1,904,665.52
9月	416,601,753	829,757.55	1,038,382,710	436,075.32	125,819,504	1,786,084.82
10月	396,398,335	801,610.89	1,096,893,714	453,328.20	127,195,465	1,766,873.71
11月	384,900,341	794,119.02	1,095,780,902	458,944.29	131,894,524	1,880,300.99
12月	353,193,972	830,529.30	1,111,607,719	487,331.51	126,658,771	1,885,737.53
2024年1月	342,306,592	799,572.21	1,099,940,850	461,737.84	123,937,006	1,760,185.59
2月	360,087,859	837,219.31	1,173,116,060	482,528.90	132,173,973	1,827,309.49
3月	378,713,261	904,713.37	1,377,035,290	560,273.03	148,821,598	2,105,604.82

	サブファンド 「グリーンC」 (円・クラス)	サブファンド 「グリーンC」 (米ドル・ クラス)
	純資産総額 (円)	純資産総額 (米ドル)
2018年12月	264,774,602	1,317,843.39
2019年12月	245,467,414	1,467,651.12
2020年12月	235,038,559	1,374,166.26
2021年12月	227,675,117	1,318,083.95
2022年12月	134,790,697	866,931.50
2023年4月	97,773,895	636,622.84
5月	94,050,314	630,405.12
6月	95,189,153	639,627.52
7月	92,094,621	621,904.40
8月	82,190,051	556,975.41
9月	82,813,864	562,897.17
10月	76,284,639	541,917.41
11月	74,860,682	535,800.88
12月	79,021,516	570,141.42
2024年1月	75,446,776	542,882.35
2月	79,766,912	576,263.67
3月	84,052,050	633,901.77

	サブファンド 「レインボー・ オール シーズンズ」 (円・クラス)	サブファンド 「レインボー・ オール シーズンズ」 (ゴールド円・ クラス)
	純資産総額 (円)	純資産総額 (円)
2018年12月	107,994,977	218,335,809
2019年12月	77,319,294	175,257,399
2020年12月	66,812,165	189,205,761
2021年12月	187,748,935	244,374,590
2022年12月	154,083,753	248,008,244
2023年4月	154,557,177	278,509,047
5月	151,570,204	277,253,956
6月	77,261,115	273,267,233
7月	76,179,616	272,084,176
8月	71,652,253	255,720,688
9月	67,183,906	238,620,831
10月	63,508,481	243,818,528
11月	69,908,260	262,385,129
12月	65,336,276	272,114,655
2024年1月	61,218,680	276,664,792
2月	63,273,130	292,434,319
3月	67,343,455	339,037,208

(後略)

<訂正後>

純資産の推移

(a) 純資産総額の推移

(中略)

	サブファンド 「グリーン」 (円・クラス)	サブファンド 「グリーン」 (米ドル・ クラス)	サブファンド 「グリーン」 (ゴールド 円・クラス)	サブファンド 「グリーン」 (ゴールド 米ドル・ クラス)	サブファンド 「グリーン」 (シルバー円・ クラス)	サブファンド 「グリーン」 (シルバー 米ドル・ クラス)
	純資産総額 (円)	純資産総額 (米ドル)	純資産総額 (円)	純資産総額 (米ドル)	純資産総額 (円)	純資産総額 (米ドル)
2018年12月	571,375,492	2,028,793.62	339,227,272	74,863.60	-	-
2019年12月	649,761,961	1,917,820.80	431,665,715	112,628.46	-	-
2020年12月	590,598,795	1,759,940.16	1,057,956,161	296,303.30	-	-
2021年12月	626,784,346	1,699,137.36	1,308,157,520	243,293.78	-	-
2022年12月	625,993,630	1,286,536.92	1,271,056,197	611,559.43	155,248,277	2,623,062.63
2023年8月	415,642,590	824,283.61	1,054,146,361	455,108.82	129,936,098	1,904,665.52
9月	416,601,753	829,757.55	1,038,382,710	436,075.32	125,819,504	1,786,084.82
10月	396,398,335	801,610.89	1,096,893,714	453,328.20	127,195,465	1,766,873.71
11月	384,900,341	794,119.02	1,095,780,902	458,944.29	131,894,524	1,880,300.99
12月	353,193,972	830,529.30	1,111,607,719	487,331.51	126,658,771	1,885,737.53
2024年1月	342,306,592	799,572.21	1,099,940,850	461,737.84	123,937,006	1,760,185.59
2月	360,087,859	837,219.31	1,173,116,060	482,528.90	132,173,973	1,827,309.49
3月	378,713,261	904,713.37	1,377,035,290	560,273.03	148,821,598	2,105,604.82
4月	376,920,572	899,378.80	1,465,872,695	572,038.62	161,460,005	2,179,347.24
5月	355,192,109	857,187.81	1,393,570,320	546,669.94	170,112,800	2,292,029.47
6月	364,124,141	876,349.44	1,435,220,617	556,978.43	173,053,601	2,271,922.24
7月	332,828,025	830,557.38	1,308,124,235	547,173.94	150,941,132	2,118,056.15

	サブファンド 「グリーンC」 (円・クラス)	サブファンド 「グリーンC」 (米ドル・ クラス)
	純資産総額 (円)	純資産総額 (米ドル)
2018年12月	264,774,602	1,317,843.39
2019年12月	245,467,414	1,467,651.12
2020年12月	235,038,559	1,374,166.26
2021年12月	227,675,117	1,318,083.95
2022年12月	134,790,697	866,931.50
2023年 8月	82,190,051	556,975.41
9月	82,813,864	562,897.17
10月	76,284,639	541,917.41
11月	74,860,682	535,800.88
12月	79,021,516	570,141.42
2024年 1月	75,446,776	542,882.35
2月	79,766,912	576,263.67
3月	84,052,050	633,901.77
4月	83,184,928	627,545.84
5月	77,539,936	587,919.28
6月	79,254,983	601,629.02
7月	73,066,885	562,671.59

	サブファンド 「レインボー・ オール シーズンズ」 (円・クラス)	サブファンド 「レインボー・ オール シーズンズ」 (ゴールド円・ クラス)
	純資産総額 (円)	純資産総額 (円)
2018年12月	107,994,977	218,335,809
2019年12月	77,319,294	175,257,399
2020年12月	66,812,165	189,205,761
2021年12月	187,748,935	244,374,590
2022年12月	154,083,753	248,008,244
2023年 8月	71,652,253	255,720,688
9月	67,183,906	238,620,831
10月	63,508,481	243,818,528
11月	69,908,260	262,385,129
12月	65,336,276	272,114,655
2024年 1月	61,218,680	276,664,792
2月	63,273,130	292,434,319
3月	67,343,455	339,037,208
4月	65,010,063	350,375,529
5月	65,597,344	353,724,104
6月	66,142,593	367,497,425
7月	66,011,379	356,149,695

(後略)

<訂正前>

(b) 1口当たりの純資産価額の推移

(中略)

	サブファンド 「グリーン」 (円・クラス)	サブファンド 「グリーン」 (米ドル・ クラス)	サブファンド 「グリーン」 (ゴールド 円・クラス)	サブファンド 「グリーン」 (ゴールド 米ドル・ クラス)	サブファンド 「グリーン」 (シルバー円・ クラス)	サブファンド 「グリーン」 (シルバー 米ドル・ クラス)
	1口当たりの 純資産価額(円)	1口当たりの 純資産価額 (米ドル)	1口当たりの 純資産価額(円)	1口当たりの 純資産価額 (米ドル)	1口当たりの 純資産価額(円)	1口当たりの 純資産価額 (米ドル)
2018年12月	58.31	0.74	74.42	0.70	-	-
2019年12月	70.59	0.90	102.38	0.98	-	-
2020年12月	71.56	0.96	118.95	1.20	-	-
2021年12月	80.12	0.97	140.71	1.29	-	-
2022年12月	69.48	0.75	130.32	1.01	99.55	1.12
2023年4月	54.70	0.59	116.24	0.86	85.27	0.93
5月	54.49	0.59	115.50	0.84	82.63	0.88
6月	55.31	0.59	117.96	0.83	84.38	0.87
7月	53.92	0.58	116.42	0.83	86.87	0.90
8月	49.59	0.53	106.91	0.74	80.24	0.82
9月	50.30	0.54	105.14	0.71	77.22	0.77
10月	48.92	0.52	110.99	0.74	77.57	0.76
11月	48.05	0.52	109.78	0.75	80.66	0.81
12月	49.55	0.55	110.95	0.80	76.99	0.81
2024年1月	48.19	0.53	109.51	0.75	74.86	0.75
2月	50.79	0.55	116.81	0.79	79.32	0.78
3月	55.03	0.60	136.88	0.91	92.25	0.90

	サブファンド 「グリーンC」 (円・クラス)	サブファンド 「グリーンC」 (米ドル・ クラス)
	1口当たりの 純資産価額(円)	1口当たりの 純資産価額 (米ドル)
2018年12月	56.44	0.61
2019年12月	71.63	0.78
2020年12月	72.97	0.83
2021年12月	82.54	0.85
2022年12月	65.30	0.60
2023年4月	47.37	0.44
5月	46.80	0.44
6月	47.37	0.45
7月	45.83	0.43
8月	40.90	0.39
9月	41.21	0.39
10月	39.56	0.38
11月	38.82	0.37
12月	40.98	0.40
2024年1月	39.13	0.38
2月	41.37	0.40
3月	45.37	0.44

	サブファンド 「レインボー・ オール シーズンズ」 (円・クラス)	サブファンド 「レインボー・ オール シーズンズ」 (ゴールド円・ クラス)
	1口当たりの 純資産価額(円)	1口当たりの 純資産価額(円)
2018年12月	53.57	64.43
2019年12月	41.66	59.01
2020年12月	43.03	65.21
2021年12月	47.51	76.18
2022年12月	36.18	64.79
2023年4月	36.20	72.64
5月	35.48	72.41
6月	35.31	74.31
7月	34.78	73.96
8月	32.66	69.82
9月	30.59	65.13
10月	28.87	66.70
11月	31.73	71.75
12月	34.27	74.37
2024年1月	33.30	75.59
2月	34.42	79.87
3月	36.64	92.57

(後略)

<訂正後>

(b) 1口当たりの純資産価額の推移

(中略)

	サブファンド 「グリーン」 (円・クラス)	サブファンド 「グリーン」 (米ドル・ クラス)	サブファンド 「グリーン」 (ゴールド 円・クラス)	サブファンド 「グリーン」 (ゴールド 米ドル・ クラス)	サブファンド 「グリーン」 (シルバー円・ クラス)	サブファンド 「グリーン」 (シルバー 米ドル・ クラス)
	1口当たりの 純資産価額(円)	1口当たりの 純資産価額 (米ドル)	1口当たりの 純資産価額(円)	1口当たりの 純資産価額 (米ドル)	1口当たりの 純資産価額(円)	1口当たりの 純資産価額 (米ドル)
2018年12月	58.31	0.74	74.42	0.70	-	-
2019年12月	70.59	0.90	102.38	0.98	-	-
2020年12月	71.56	0.96	118.95	1.20	-	-
2021年12月	80.12	0.97	140.71	1.29	-	-
2022年12月	69.48	0.75	130.32	1.01	99.55	1.12
2023年8月	49.59	0.53	106.91	0.74	80.24	0.82
9月	50.30	0.54	105.14	0.71	77.22	0.77
10月	48.92	0.52	110.99	0.74	77.57	0.76
11月	48.05	0.52	109.78	0.75	80.66	0.81
12月	49.55	0.55	110.95	0.80	76.99	0.81
2024年1月	48.19	0.53	109.51	0.75	74.86	0.75
2月	50.79	0.55	116.81	0.79	79.32	0.78
3月	55.03	0.60	136.88	0.91	92.25	0.90
4月	55.10	0.60	145.71	0.93	99.55	0.93
5月	52.12	0.57	138.81	0.89	104.37	0.98
6月	53.40	0.58	144.63	0.91	105.80	0.97
7月	49.42	0.55	132.48	0.89	91.96	0.91

	サブファンド 「グリーンC」 (円・クラス)	サブファンド 「グリーンC」 (米ドル・ クラス)
	1口当たりの 純資産価額(円)	1口当たりの 純資産価額 (米ドル)
2018年12月	56.44	0.61
2019年12月	71.63	0.78
2020年12月	72.97	0.83
2021年12月	82.54	0.85
2022年12月	65.30	0.60
2023年8月	40.90	0.39
9月	41.21	0.39
10月	39.56	0.38
11月	38.82	0.37
12月	40.98	0.40
2024年1月	39.13	0.38
2月	41.37	0.40
3月	45.37	0.44
4月	44.90	0.44
5月	41.86	0.41
6月	42.78	0.42
7月	39.44	0.39

	サブファンド 「レインボー・ オール シーズズ」 (円・クラス)	サブファンド 「レインボー・ オール シーズズ」 (ゴールド円・ クラス)
	1口当たりの 純資産価額(円)	1口当たりの 純資産価額(円)
2018年12月	53.57	64.43
2019年12月	41.66	59.01
2020年12月	43.03	65.21
2021年12月	47.51	76.18
2022年12月	36.18	64.79
2023年8月	32.66	69.82
9月	30.59	65.13
10月	28.87	66.70
11月	31.73	71.75
12月	34.27	74.37
2024年1月	33.30	75.59
2月	34.42	79.87
3月	36.64	92.57
4月	35.36	96.52
5月	36.12	97.47
6月	36.42	101.50
7月	36.44	98.81

(後略)

<訂正前>

収益率の推移

(中略)

サブファンド「グリーン」

	収益率					
	円・クラス	米ドル・クラス	ゴールド 円・クラス	ゴールド 米ドル・クラス	シルバー 円・クラス	シルバー 米ドル・クラス
自2018年 1月1日 至2018年 12月31日	- 25.95%	- 13.95%	- 27.99%	- 26.32%	-	-
自2019年 1月1日 至2019年 12月31日	21.06%	21.62%	37.57%	40.00%	-	-
自2020年 1月1日 至2020年 12月31日	1.37%	6.67%	16.18%	22.45%	-	-
自2021年 1月1日 至2021年 12月31日	11.96%	1.04%	18.29%	7.50%	-	-
自2022年 1月1日 至2022年 12月31日	- 13.28%	- 22.68%	- 7.38%	- 21.71%	- 0.45%	12.00%
自2023年 1月1日 至2023年 12月31日	- 28.68%	- 26.67%	- 14.86%	- 20.79%	- 22.66%	- 27.68%

サブファンド「グリーンC」

	収益率	
	円・クラス	米ドル・クラス
自2018年 7月1日 至2018年 12月31日	- 28.98%	- 26.61%
自2019年 1月1日 至2019年 12月31日	26.91%	27.87%
自2020年 1月1日 至2020年 12月31日	1.87%	6.41%
自2021年 1月1日 至2021年 12月31日	13.11%	2.41%
自2022年 1月1日 至2022年 12月31日	- 20.89%	- 29.41%
自2023年 1月1日 至2023年 12月31日	- 37.24%	- 33.33%

サブファンド「レインボー・オールシーズンズ」

	収益率	
	円・クラス	ゴールド 円・クラス
自2018年 1月1日 至2018年 12月31日	- 27.45%	- 30.85%
自2019年 1月1日 至2019年 12月31日	- 22.23%	- 8.41%
自2020年 1月1日 至2020年 12月31日	3.29%	10.51%
自2021年 1月1日 至2021年 12月31日	10.41%	16.82%
自2022年 1月1日 至2022年 12月31日	- 23.85%	- 14.95%
自2023年 1月1日 至2023年 12月31日	- 5.28%	14.78%

(後略)

<訂正後>

収益率の推移

(中略)

サブファンド「グリーン」

	収益率					
	円・クラス	米ドル・クラス	ゴールド 円・クラス	ゴールド 米ドル・クラス	シルバー 円・クラス	シルバー 米ドル・クラス
自2018年 1月1日 至2018年 12月31日	- 25.95%	- 13.95%	- 27.99%	- 26.32%	-	-
自2019年 1月1日 至2019年 12月31日	21.06%	21.62%	37.57%	40.00%	-	-
自2020年 1月1日 至2020年 12月31日	1.37%	6.67%	16.18%	22.45%	-	-
自2021年 1月1日 至2021年 12月31日	11.96%	1.04%	18.29%	7.50%	-	-
自2022年 1月1日 至2022年 12月31日	- 13.28%	- 22.68%	- 7.38%	- 21.71%	- 0.45%	12.00%
自2023年 1月1日 至2023年 12月31日	- 28.68%	- 26.67%	- 14.86%	- 20.79%	- 22.66%	- 27.68%
自2023年 8月1日 至2024年 7月31日	<u>- 8.35%</u>	<u>- 5.17%</u>	<u>13.79%</u>	<u>7.23%</u>	<u>5.86%</u>	<u>1.11%</u>

サブファンド「グリーンC」

	収益率	
	円・クラス	米ドル・クラス
自2018年 7月1日 至2018年 12月31日	- 28.98%	- 26.61%
自2019年 1月1日 至2019年 12月31日	26.91%	27.87%
自2020年 1月1日 至2020年 12月31日	1.87%	6.41%
自2021年 1月1日 至2021年 12月31日	13.11%	2.41%
自2022年 1月1日 至2022年 12月31日	- 20.89%	- 29.41%

自2023年 1月1日 至2023年 12月31日	- 37.24%	- 33.33%
自2023年 8月1日 至2024年 7月31日	- 13.94%	- 9.30%

サブファンド「レインボー・オールシーズンズ」

	収益率	
	円・クラス	ゴールド 円・クラス
自2018年 1月1日 至2018年 12月31日	- 27.45%	- 30.85%
自2019年 1月1日 至2019年 12月31日	- 22.23%	- 8.41%
自2020年 1月1日 至2020年 12月31日	3.29%	10.51%
自2021年 1月1日 至2021年 12月31日	10.41%	16.82%
自2022年 1月1日 至2022年 12月31日	- 23.85%	- 14.95%
自2023年 1月1日 至2023年 12月31日	- 5.28%	14.78%
自2023年 8月1日 至2024年 7月31日	4.77%	33.60%

(後略)

(4) 販売及び買戻しの実績

以下が「(4) 販売及び買戻しの実績」の終わりに追加挿入される。

(自2023年8月1日至2024年7月31日)

サブ ファンド	クラス	販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
グリーン	円・クラス	48,813.41 (48,813.41)	1,744,678.00 (1,744,678.00)	6,735,014.38 (6,735,014.38)
	米ドル・クラス	- (-)	40,069.00 (40,069.00)	1,508,683.00 (1,508,683.00)
	ゴールド円・クラス	384,242.85 (384,242.85)	357,395.00 (357,395.00)	9,874,456.97 (9,874,456.97)
	ゴールド米ドル ・クラス	0.33 (0.33)	- (-)	612,629.00 (612,629.00)
	シルバー円・クラス	109,085.07 (109,085.07)	77,802.00 (77,802.00)	1,641,414.02 (1,641,414.02)
	シルバー米ドル ・クラス	- (-)	- (-)	2,333,359.19 (245,067.00)
グリーンC	円・クラス	- (-)	157,094.00 (157,094.00)	1,852,549.00 (1,852,549.00)
	米ドル・クラス	- (-)	- (-)	1,435,539.00 (1,435,539.00)
レイン ボー・オー ルシーズン ズ	円・クラス	15,821.50 (15,821.50)	395,085.00 (395,085.00)	1,811,547.00 (1,811,547.00)
	ゴールド円・クラス	12,212.55 (12,212.55)	86,363.00 (86,363.00)	3,604,679.00 (3,604,679.00)

(注1) ()は、本邦内で行われたものを内数で表している。

第2 管理及び運営

2 買戻し手続等

<訂正前>

(1) 買戻しの方法

受益権者は、販売会社に対してそれぞれの評価日の2ファンド営業日前までに事前に通知することで、各「買戻日」(それぞれの評価日の翌ファンド営業日、又は管理会社が当該受益証券の償還を行うことを許可したその他の日)に保有する受益証券のすべて又は一部の償還を当ファンドの販売会社に対して請求することができる。かかる償還は、当該評価日時点における受益証券1口当たりの純資産価額にて行われるものとする。

受益証券の買戻請求が当初の申込時から12ヶ月以内になされた場合又は強制償還が当ファンドによってなされた場合、買戻価格の2%の買戻し手数料(以下「買戻し手数料」という。)が、当ファンドから、受益権者に対して、管理会社の裁量により、課される場合がある。かかる買戻し手数料は、当ファンドの利益のために留保される。同様に、マスターファンドの株式の当ファンドによる償還が申込時から12ヶ月以内になされた場合又はマスターファンドの取締役による強制償還が行われた場合、別途当ファンドに対し支払われる償還価格の2%の償還手数料が、マスターファンドの取締役の裁量により、マスターファンドの当該分別ポートフォリオによって課される場合がある。かかる償還手数料は、マスターファンド投資顧問会社に対して(マスターファンドの投資顧問会社としての資格において)支払われる。

(中略)

(2) 買戻額

受益権者は、管理会社による単独の裁量で承諾されない限り、当該買戻請求の結果、当該受益権者が保有する受益証券数が、各クラスについて初回申込の最小申込口数未満になるような場合には、部分的な買戻請求を行うことはできない。

(中略)

なお、管理会社は、受益権者の保有する受益証券を当ファンドが買い戻すために、将来発生しうる債務(訴訟費用その他の費用を含む。)のための準備金を設けたり、償還された受益証券について、上記のとおり支払われる額から一定額を留保したりする必要があると判断する場合がある。かかる準備金は、例えば、受益権者が保有する受益証券の販売、買戻し又はその他の取引に関して当ファンドが訴訟の対象となった場合に設置することがある。管理会社はまた、当ファンド又は受益権者の利益を保全するのに最良の方法であると確信する場合は、買戻し返戻金の支払いを遅らせる権利を留保する。

(中略)

(3) 管理会社が買戻しを制限する権利

管理会社は、全受益権者の利益を保護するため、1以上のクラスにおける買戻可能受益証券総数、又は特定の買戻日に買い戻される可能性のあるサブファンドに関する各クラスにおける買戻可能受益証券総数を、発行済の当該クラスの各受益証券の純資産価額総額の20%に相当する数まで制限することができる。かかる制限が行われた場合、通常、当該買戻請求が販売会社に受領された順に、買戻しが有効となる。また、販売会社の裁量により、該当するクラスの受益権者の受益証券保有割合に応じて按分比例により買戻制限を適用することもできるものとする。特定の買戻日に、管理会社による買戻制限を理由として買戻請求が受け付けられなかった受益証券は、次回の当該クラスの受益証券の買戻日に買い戻されるものとするが、20%制限は引き続き適用されるものとする。買戻請求がこうして繰り延べられた場合、管理会社は販売会社に対して、当該買戻日から7日以内に、当該受益証券の買戻しがなされなかったこと及び当該受益証券は次回の該当するクラスの買戻日に買い戻されるが、20%の買戻制限の適用を

引き続き受ける旨の通知を行う。販売会社及び販売取次会社は、当該受益権者に通知を回送するものとする。

<訂正後>

(1) 買戻しの方法

受益権者は、販売会社に対してそれぞれの評価日の2ファンド営業日前までに事前に通知することで、各「買戻日」(それぞれの評価日の翌ファンド営業日、又は受託会社が管理会社と協議の上、当該受益証券の償還を行うことを許可したその他の日)に保有する受益証券のすべて又は一部の償還を当該ファンドの販売会社に対して請求することができる。かかる償還は、当該評価日時点における受益証券1口当たりの純資産価額にて行われるものとする。

受益証券の買戻請求が当初の申込時から12ヶ月以内になされた場合又は強制償還が当ファンドによってなされた場合、買戻価格の2%の買戻し手数料(以下「買戻し手数料」という。)が、当ファンドから、受益権者に対して、管理会社と協議した受託会社の裁量により、課される場合がある。かかる買戻し手数料は、当ファンドの利益のために留保される。同様に、マスターファンドの株式の当ファンドによる償還が申込時から12ヶ月以内になされた場合又はマスターファンドの取締役による強制償還が行われた場合、別途当ファンドに対し支払われる償還価格の2%の償還手数料が、マスターファンドの取締役の裁量により、マスターファンドの当該分別ポートフォリオによって課される場合がある。かかる償還手数料は、マスターファンド投資顧問会社に対して(マスターファンドの投資顧問会社としての資格において)支払われる。

(中略)

(2) 買戻額

受益権者は、受託会社が管理会社と協議の上その単独の裁量により承諾しない限り、当該買戻請求の結果、当該受益権者が保有する受益証券数が、各クラスについて初回申込の最小申込口数未満になるような場合には、部分的な買戻請求を行うことはできない。

(中略)

なお、受託会社は管理会社と協議の上、受益権者の保有する受益証券を当ファンドが買い戻すために、将来発生しうる債務(訴訟費用その他の費用を含む。)のための準備金を設けたり、償還された受益証券について、上記のとおり支払われる額から一定額を留保したりする必要があると判断する場合がある。かかる準備金は、例えば、受益権者が保有する受益証券の販売、買戻し又はその他の取引に関して当ファンドが訴訟の対象となった場合に設置することがある。また受託会社は管理会社と協議の上、当ファンド又は受益権者の利益を保全するのに最良の方法であると確信する場合は、買戻し返戻金の支払いを遅らせる権利を留保する。

(中略)

(3) 受託会社が買戻しを制限する権利

受託会社は管理会社と協議の上、全受益権者の利益を保護するため、1以上のクラスにおける買戻可能受益証券総数、又は特定の買戻日に買い戻される可能性のあるサブファンドに関する各クラスにおける買戻可能受益証券総数を、発行済の当該クラスの各受益証券の純資産価額総額の20%に相当する数まで制限することができる。かかる制限が行われた場合、通常、当該買戻請求が販売会社に受領された順に、買戻しが有効となる。また、販売会社の裁量により、該当するクラスの受益権者の受益証券保有割合に応じて按分比例により買戻制限を適用することもできるものとする。特定の買戻日に、受託会社による買戻制限を理由として買戻請求が受け付けられなかった受益証券は、次回の当該クラスの受益証券の買戻日に買い戻されるものとするが、20%制限は引き続き適用されるものとする。買戻請求がこうして繰り延べられた場合、受託会社は管理会社と協議の上、販売会社に対して、当該買戻日から7日以内に、当該受益証券の買戻しが行われなかったこと及び当該受益証券は次回の該当するクラスの買戻日に

買い戻されるが、20%の買戻制限の適用を引き続き受ける旨の通知を行う。販売会社及び販売取次会社は、当該受益権者に通知を回送するものとする。

3 資産管理等の概要

(5) その他

<訂正前>

(前略)

() ファンドの終了

(中略)

(f) 終了手続

当ファンドが終了した場合、受託会社は以下に従って手続を行うものとする。

() 管理会社は、当該時点において当ファンドを構成するすべての証券を換価するものとし、かかる換価は、受託会社及び管理会社が望ましいと判断する当ファンドの終了後の期間において、望ましいと判断する方法により遂行され、完了する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

() ファンドの終了

(中略)

(f) 終了手続

当ファンドが終了した場合、受託会社は以下に従って手続を行うものとする。

() 管理会社は(受託会社に代わり)、当該時点において当ファンドを構成するすべての証券を換価するものとし、かかる換価は、受託会社が管理会社と協議の上望ましいと判断する当ファンドの終了後の期間において、望ましいと判断する方法により遂行され、完了する。

(後略)

4 受益者の権利等

(1) 受益者の権利等

<訂正前>

(前略)

登録された受益権者は、当ファンドの管理会社及び受託会社の事前の書面による承認なしに、自らの受益証券を譲渡してはならない。

<訂正後>

(前略)

登録された受益権者は、受託会社が管理会社と協議の上、事前に書面により承認しない限り、自らの受益証券を譲渡してはならない。

[次へ](#)

第3 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

以下が「第3 ファンドの経理状況、1 財務諸表、(1) 貸借対照表」の終わりに追加挿入される。

1. 本書記載のスーパーファンド・ジャパン(以下、「当ファンド」という。)の2024年6月30日に終了した6ヶ月に係る和文の中間財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項但書の規定を適用して、米国における諸法令及び一般に認められた会計原則に準拠して作成された当ファンドの中間財務書類の原文を翻訳したものである。
2. 当ファンドの原文の中間財務書類は、独立監査人の監査を受けていない。
3. 当ファンドの原文の中間財務書類は、一部米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、原文の中間財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2024年8月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=144.80円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

スーパーファンド・ジャパン - スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン

貸借対照表(未監査)

2024年及び2023年6月30日現在

(単位:日本円)

	注記	2024年	2023年
資産			
ファンドへの投資(公正価値) (原価:2,481,557,589円)		2,559,855,153	2,288,760,607
ファンドへの投資に関する未収金		2,902,379	3,580,889
現金		10,444,240	3,777,149
外貨建て現金(原価:1,616,056円)		1,663,510	514,460
その他の資産		1,673,992	1,044,301
		<u>2,576,539,274</u>	<u>2,297,677,406</u>
負債			
前受申込金		1,200,000	2,900,000
ファンドへの投資に関する未払金		254,802	1,636
未払買戻金		1,503,175	1,769,235
未払金及び未払費用	3,5,7	5,100,233	5,835,086
		<u>8,058,210</u>	<u>10,505,957</u>
純資産		<u>2,568,481,064</u>	<u>2,287,171,449</u>

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン - スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン

損益計算書(未監査)

2024年1月1日から2024年6月30日の期間(及び2023年1月1日から2023年6月30日の期間)

(単位: 日本円)

	注記	2024年6月30日に 終了した6ヶ月	2023年6月30日に 終了した6ヶ月
費用			
事務管理報酬	7	548,781	478,794
専門家報酬		4,173,340	9,267,759
受託会社報酬	6	895,443	880,683
代行協会員報酬	5	1,169,826	1,173,814
管理報酬	3	1,169,801	1,173,790
一般管理費		350,138	326,269
		8,307,329	13,301,109
正味投資損失		(8,307,329)	(13,301,109)
投資及び外貨に係る正味実現損失及び 未実現(損失)/利益の変動			
投資及び外貨に係る正味実現損失		(8,107,545)	(11,564,806)
投資及び外貨に係る未実現利益/(損失)の変動		573,555,535	(328,954,471)
		565,447,990	(340,519,277)
営業活動から生じた純資産の 正味増加/(減少)額			
		557,140,661	(353,820,386)

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン - サブファンド・グリーン
純資産変動計算書(未監査)

2024年1月1日から2024年6月30日の期間(及び2023年1月1日から2023年6月30日の期間)

(単位:日本円)

	2024年	2023年
営業活動		
正味投資損失	(8,307,329)	(13,301,109)
投資及び外貨に係る正味実現損失	(8,107,545)	(11,564,806)
投資及び外貨に係る未実現利益/(損失)の変動	573,555,535	(328,954,471)
	<u>557,140,661</u>	<u>(353,820,386)</u>
資本取引		
ゴールド円・クラス受益証券の発行に係る収入	16,600,000	42,430,000
シルバー円・クラス受益証券の発行に係る収入	4,600,000	4,300,000
円・クラス受益証券の発行に係る収入	1,200,000	1,800,000
ゴールド米ドル・クラス受益証券の発行に係る収入	-	487,669
ゴールド円・クラス受益証券の買戻しに係る支払	(31,135,383)	(33,515,662)
円・クラス受益証券の買戻しに係る支払	(15,788,290)	(9,090,888)
シルバー円・クラス受益証券の買戻しに係る支払	(5,210,182)	(691,188)
米ドル・クラス受益証券の買戻しに係る支払	(794,066)	(9,809,599)
	<u>(30,527,921)</u>	<u>(4,089,668)</u>
当期純資産増加/(減少)額	<u>526,612,740</u>	<u>(357,910,054)</u>
期首純資産残高	2,041,868,324	2,645,081,503
期末純資産残高	<u><u>2,568,481,064</u></u>	<u><u>2,287,171,449</u></u>

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン - スーパーファンド・グリーンCジャパン
貸借対照表(未監査)

2024年及び2023年6月30日現在

(単位: 日本円)

	注記	2024年	2023年
資産			
マスターファンドへの投資		164,017,153	177,017,285
マスターファンドからの未収金		1,467,330	-
現金		10,808,617	10,676,881
その他の資産		996,854	993,324
		<u>177,289,954</u>	<u>188,687,490</u>
負債			
未払金及び未払費用	3,5,7	1,247,806	1,199,994
		<u>1,247,806</u>	<u>1,199,994</u>
純資産		<u>176,042,148</u>	<u>187,487,496</u>

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン - スーパーファンド・グリーンCジャパン

損益計算書(未監査)

2024年1月1日から2024年6月30日の期間(及び2023年1月1日から2023年6月30日の期間)

(単位: 日本円)

	注記	2024年6月30日に 終了した期間	2023年6月30日に 終了した期間
マスターファンドから配分された正味投資損失			
受取利息		2,345,039	2,374,273
費用		(4,078,611)	(5,096,788)
		(1,733,572)	(2,722,515)
費用			
事務管理報酬	7	541,746	477,335
受託会社報酬	6	966,572	802,019
代行協会員報酬	5	84,610	100,210
管理報酬	3	84,608	100,208
専門家報酬		494,166	525,272
一般管理費		385,092	350,865
		2,556,794	2,355,909
正味投資損失		(4,290,366)	(5,078,424)
サブファンドの外貨に係る実現利益			
外貨に係る正味実現利益		1,143,060	539,043
		1,143,060	539,043
マスターファンドから配分された投資及び 外貨に係る正味実現利益/(損失) 及び未実現損失の変動			
投資及び外貨に係る正味実現利益/(損失)		23,846,879	(45,528,683)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(960,776)	(8,320,967)
		22,886,103	(53,849,650)
営業活動から生じた純資産の 正味増加/(減少)額			
		19,738,797	(58,389,031)

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン - スーパーファンド・グリーンCジャパン
純資産変動計算書(未監査)

2024年1月1日から2024年6月30日の期間(及び2023年1月1日から2023年6月30日の期間)

(単位: 日本円)

	2024年	2023年
営業活動		
正味投資損失	(4,290,366)	(5,078,424)
投資及び外貨に係る正味実現利益/(損失)	24,989,939	(44,989,640)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(960,776)	(8,320,967)
	<u>19,738,797</u>	<u>(58,389,031)</u>
資本取引		
円・クラス受益証券の買戻しに係る支払	(3,133,034)	(2,580,291)
	<u>(3,133,034)</u>	<u>(2,580,291)</u>
当期純資産増加/(減少)額	<u>16,605,763</u>	<u>(60,969,322)</u>
期首純資産残高	159,436,385	248,456,818
期末純資産残高	<u><u>176,042,148</u></u>	<u><u>187,487,496</u></u>

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン - スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズ

貸借対照表(未監査)

2024年及び2023年6月30日現在

(単位: 日本円)

	注記	2024年	2023年
資産			
マスターファンドへの投資		422,183,215	329,487,350
現金		12,604,078	110,746,941
外貨建て現金(原価: 29,292円)		(22,222)	58,440
その他の資産		1,020,107	1,338,992
		<u>435,785,178</u>	<u>441,631,723</u>
負債			
前受申込金		-	200,000
未払買戻金		-	86,685,921
未払金及び未払費用	3,5,7	2,145,160	1,682,122
マスターファンドへの未払金		-	2,535,333
		<u>2,145,160</u>	<u>91,103,376</u>
純資産		<u>433,640,018</u>	<u>350,528,347</u>

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン - スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズ

損益計算書(未監査)

2024年1月1日から2024年6月30日の期間(及び2023年1月1日から2023年6月30日の期間)

(単位: 日本円)

	注記	2024年6月30日に 終了した期間	2023年6月30日に 終了した期間
マスターファンドから配分された正味投資損失			
受取利息		1,412,396	565,125
費用		(3,615,531)	(4,292,551)
		(2,203,135)	(3,727,426)
費用			
受託会社報酬	6	977,173	902,667
販売報酬	4	1,172,093	1,236,513
専門家報酬		1,058,909	606,137
事務管理報酬	7	530,348	577,198
管理報酬	3	195,320	206,056
代行協会員報酬	5	195,349	206,085
一般管理費		968,964	511,417
		5,098,156	4,246,073
正味投資損失		(7,301,291)	(7,973,499)
サブファンドの外貨に係る実現利益/(損失)及び未実現利益/(損失)の変動			
外貨に係る正味実現利益/(損失)		(7,709)	27,842
外貨に係る未実現利益/(損失)の変動		3,183	(26,347)
		(4,526)	1,495
マスターファンドから配分された投資及び外貨に係る正味実現利益及び未実現損失の変動			
投資及び外貨に係る正味実現利益		124,332,600	47,796,992
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(13,760,763)	(5,466,723)
		110,571,837	42,330,269
営業活動から生じた純資産の正味増加額		103,266,020	34,358,265

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン - スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズ

純資産変動計算書(未監査)

2024年1月1日から2024年6月30日の期間(及び2023年1月1日から2023年6月30日の期間)

(単位: 日本円)

	2024年	2023年
営業活動		
正味投資損失	(7,301,291)	(7,973,499)
投資及び外貨に係る正味実現利益	124,324,891	47,824,834
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(13,757,580)	(5,493,070)
	<u>103,266,020</u>	<u>34,358,265</u>
資本取引		
ゴールド円・クラス受益証券の発行に係る収入	400,000	600,000
円・クラス受益証券の発行に係る収入	-	600,000
ゴールド円・クラス受益証券の買戻しに係る支払	(4,346,712)	(11,647,062)
円・クラス受益証券の買戻しに係る支払	(789,580)	(75,474,852)
	<u>(4,736,292)</u>	<u>(85,921,914)</u>
当期純資産増加/(減少)額	<u>98,529,728</u>	<u>(51,563,649)</u>
期首純資産残高	335,110,290	402,091,996
期末純資産残高	<u><u>433,640,018</u></u>	<u><u>350,528,347</u></u>

添付の財務諸表注記参照。

財務諸表注記(未監査)

2024年及び2023年6月30日現在(単位:日本円)

1. 設立及び主な活動

スーパーファンド・ジャパン(以下、「当信託」という。)は、UBSファンド・サービシズ(ケイマン)リミテッド(以下、「退任受託会社」という。)及びスーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド(以下、「管理会社」という。)の間で締結された信託証書(以下、「信託証書」という。)に従ってケイマン諸島の法律に基づいて設立された。当信託は、信託証書に従ってケイマン諸島の信託法に基づいて2009年6月5日に組織され、2009年6月29日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法セクション4(1)(b)に基づいて登録された。当信託の旧名称はスーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパンであった。当信託の名称は2018年1月1日にスーパーファンド・ジャパンへ変更された。退任・指名・変更証書に従い、2015年5月8日付でハーニーズ・フィデューシャリー(ケイマン)リミテッド(以下、「受託会社」という。)が当信託の受託会社に指名された。受託会社の当信託に関する主な営業拠点はケイマン諸島である。

当信託はオープン・エンド型のアンブレラ・ファンドであり、スーパーファンド・ジャパン サブファンド・グリーン、スーパーファンド・グリーンCジャパン及びスーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズ(以下、それぞれ「サブファンド」、及び総称して「サブファンズ」という。)が設定されている。各サブファンドは独立した資産及び負債のプールとして、他のサブファンドと分別して管理されている。

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンは、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC及びスーパーファンド・グリーンSPCの分別ポートフォリオBに投資している。

スーパーファンド・グリーンCジャパンは、「マスター・フィーダー」構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・グリーンSPC(以下、「グリーン・マスターファンド」という。)の分別ポートフォリオCに投資している。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPCは、「マスター・フィーダー」構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC(以下、「グリーン・ゴールド・マスターファンド」という。)のスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター・分別ポートフォリオに投資している。グリーン・ゴールド・マスターファンドの目的は、テクニカル分析の利用を通じて長期のキャピタル・ゲインを達成することである。グリーン・ゴールド・マスターファンドは、金先物を含む様々な種類の先物契約にその資産を投資しており、金現物にも投資する場合がある。

グリーン・マスターファンド、すなわちスーパーファンド・グリーンSPCは、「マスター・フィーダー」構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・グリーン・マスター(以下、「グリーン・アンダーライニング・マスターファンド」という。)に投資している。グリーン・アンダーライニング・マスターファンドの目的は、株式及び証券市場の動きの影響を受けない投資形態として、平均以上の長期的なキャピタル・ゲインを達成するための投資を投資家に提供することである。グリーン・アンダーライニング・マスターファンドは、投資機会及び取引戦略を利用する意向であるため、対象とする先物投資の特性に関する見解を事前に決めているわけではなく、どのような制約も受けることはない。

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズは、「マスター・フィーダー」構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンドSPC(以下、「レインボー・オールシーズンズ・マスターファンド」という。)の分別ポートフォリオであるレインボー・オールシーズンズ・ファンドに投資している。

レインボー・オールシーズンズ・マスターファンドの主たる目的は、先物及び先渡契約のレバレッジ取引を通じ、資本の増加を達成することである。レインボー・オールシーズンズ・ファンド分別ポートフォリオは主にロングオンリーのリスクパリティ戦略を採用し、この目的を追求する。この戦略は、スーパーファンドにより独自開発されたコンピューターによる完全自動化トレーディングシステムにより運用される。さらに他の戦略も限られた重みづけで合わせて使用される可能性がある。また、これらの戦略は、先物及び/又は先渡契約を空売りする可能性がある。

グリーン・マスターファンド及びレインボー・オールシーズンズ・マスターファンドを総称して「マスターファンド」という。グリーン・アンダーライニング・マスターファンドは「アンダーライニング・マスターファンド」という。

管理会社は、代行協会員契約に従って、スーパーファンド・ジャパン株式会社(以下、「販売会社」という。)を当信託の日本における代行協会員に選任している。代行協会員は1口当たり純資産価額を公表し、日本証券業協会(以下、「JSDA」という。)に財務諸表を提出する責任を有している。当信託の年次監査済財務諸表は、日本における開示義務の一環として有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれており、関東財務局に提出されている。グリーン・マスターファンド、グリーン・アンダーライニング・マスターファンド及びレインボー・オールシーズンズ・マスターファンドの財務書類は当信託の年次監査済財務諸表に添付されており、当信託の財務書類と合わせて読む必要がある。

2. 重要な会計方針

当該財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。当信託が適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

(a) 見積りの使用

GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに当報告期間中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それら見積りとは異なる可能性がある。

(b) 受取利息及び支払利息

受取利息及び支払利息は、発生主義で計上される。

(c) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日の為替レートで日本円に換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで日本円に換算される。換算によって生じる実現及び未実現利益及び損失は、損益計算書に含まれる。

(d) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当信託は、租税特別措置法の条文に従い、2059年6月5日までの期間について将来の収益又は利益に対する現地の税金をすべて免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人税等に関する引当金は当該財務諸表に含まれていない。

3. 管理報酬

当信託の投資活動は、共通支配下に置かれている関連当事者である管理会社により管理されている。投資顧問契約に基づいて、管理会社は、各サブファンドの純資産価額の0.1%(年率)相当の月次管理報酬を後払いで受領している。

2024年6月30日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払管理報酬は、サブファンド・グリーンが206,448円、スーパーファンド・グリーンCジャパンが14,186円、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズが35,012円である。

4. 販売会社報酬

関連会社であるスーパーファンド・ジャパン株式会社(「販売会社」)はスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズの販売会社として、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズ純資産価額の0.6%(年率)相当の報酬を毎月受領する権利を有している。

2024年6月30日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払販売会社報酬は、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズの210,105円であり、そのほかのサブファンドについては未払販売会社報酬はない。その他のサブファンドについては、マスターファンドが販売会社報酬を支払う。

5. 代行協会員報酬

販売会社は、各サブファンドの純資産価額の0.1%(年率)相当の報酬を受領する権限を有している。

2024年6月30日現在、未払金及び未払費用に含まれている各サブファンドの未払代行協会員報酬はサブファンド・グリーンが206,453円、スーパーファンド・グリーンCジャパンが14,186円、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズが35,017円である。

6. 受託会社報酬

2015年5月8日付で、ハーニーズ・フィデューシャリー(ケイマン)リミテッド(以下、「受託会社」という。)が、当信託の受託会社となった。

信託証書に規定されたとおり、当信託は、各サブファンドにつき年間8,500米ドルの報酬を受託会社に支払うことに合意している。

2024年6月30日現在、サブファンドであるスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン、スーパーファンド・グリーンCジャパン及びスーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズに対する未払受託会社報酬はない。

7. 事務管理報酬

NAVファンド・アドミニストレーション・グループ(以下、「事務管理会社」という。)が当信託の事務管理会社に任命されている。事務管理契約に基づいて、当信託は、NAVファンド・アドミニストレーション・グループに対し、毎月最終評価日において計算された報酬を後払いで支払っている。その金額は、サブファンド・グリーン、スーパーファンド・グリーンCジャパン、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズ及びスーパーファンド・レッド・ジャパンに対し、それぞれ年間6,900米ドルである。

2024年6月30日現在の未払金及び未払費用に含まれている未払事務管理報酬は、サブファンド・グリーンが178,177円、スーパーファンド・グリーンCジャパンが170,382円、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズが222,951円である。

8. 純資産価額

各サブファンドの各クラス及びシリーズのユニット別純資産価額の概要は以下のとおりである。

サブファンド・グリーン

2024年

ユニット毎の純資産価額

円建て - ゴールド円・クラス	9,923,186	ユニット	日本円	144.63
円建て - 円・クラス	6,818,638	ユニット	日本円	53.40
円建て - シルバー円・クラス	1,635,743	ユニット	日本円	105.80
米ドル建て - ゴールド米ドル・クラス	612,629	ユニット	米ドル	0.91

米ドル建て - 米ドル・クラス	1,510,990	ユニット	米ドル	0.58
米ドル建て - シルバー米ドル・クラス	2,333,359	ユニット	米ドル	0.97

2023年

ユニット毎の純資産価額

円建て - ゴールド円・クラス	9,823,557	ユニット	日本円	117.96
円建て - 円・クラス	8,878,438	ユニット	日本円	55.31
円建て - シルバー円・クラス	1,600,650	ユニット	日本円	84.38
米ドル建て - ゴールド米ドル・クラス	612,637	ユニット	米ドル	0.83
米ドル建て - 米ドル・クラス	1,612,390	ユニット	米ドル	0.59
米ドル建て - シルバー米ドル・クラス	2,333,359	ユニット	米ドル	0.87

スーパーファンド・グリーンCジャパン

2024年

ユニット毎の純資産価額

円建て - 円・クラス	1,852,549	ユニット	日本円	42.78
米ドル建て - 米ドル・クラス	1,435,539	ユニット	米ドル	0.42

2023年

ユニット毎の純資産価額

円建て - 円・クラス	2,009,643	ユニット	日本円	47.37
米ドル建て - 米ドル・クラス	1,435,539	ユニット	米ドル	0.45

サブファンド・レインボー・オールシーズンズ

2024年

ユニット毎の純資産価額

円建て - ゴールド円・クラス	3,620,658	ユニット	日本円	101.50
円建て - 円・クラス	1,816,332	ユニット	日本円	36.42

2023年

ユニット毎の純資産価額

円建て - ゴールド円・クラス	3,677,476	ユニット	日本円	74.31
円建て - 円・クラス	2,187,973	ユニット	日本円	35.31

9. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2024年8月31日までのすべての重要な後発事象を評価し開示した。

[次へ](#)

(3) 投資有価証券明細表等

<訂正前>

(前略)

株式以外の投資有価証券明細表

(2023年12月31日現在)

サブファンド		国	公正価額
グリーン	スーパーファンド・グリーンSPC Bの株式 (クラス・ジャパン)	ケイマン 諸島	469,716,882円
	スーパーファンド・グリーンSPC Bの株式 (クラス・シルバー)	ケイマン 諸島	392,163,296円
	スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC Bの株式 (クラスB・ジャパン)	ケイマン 諸島	1,179,140,941円
グリーンC	スーパーファンド・グリーンSPC Cの株式 (クラスC・ジャパン)	ケイマン 諸島	150,340,968円
レインボー・ オールシーズンズ	スーパーファンドSPCの株式 (分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ・クラスBジャパン・日本円)	ケイマン 諸島	63,175,860円
	スーパーファンドSPCの株式 (分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ・クラスBジャパン・ゴールド・ユーロ)	ケイマン 諸島	1,650,879.18 ユーロ (280,286,267円)

(後略)

<訂正後>

(前略)

株式以外の投資有価証券明細表

(2024年7月31日現在)

サブファンド		国	公正価額
グリーン	スーパーファンド・グリーンSPC Bの株式 (クラス・ジャパン)	ケイマン 諸島	456,195,324円
	スーパーファンド・グリーンSPC Bの株式 (クラス・シルバー)	ケイマン 諸島	467,358,088円
	スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC Bの株式 (クラスB・ジャパン)	ケイマン 諸島	1,386,587,803円
グリーンC	スーパーファンド・グリーンSPC Cの株式 (クラスC・ジャパン)	ケイマン 諸島	145,391,596円
レインボー・ オールシーズンズ	スーパーファンドSPCの株式 (分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ・クラスBジャパン・日本円)	ケイマン 諸島	64,274,756円
	スーパーファンドSPCの株式 (分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ・クラスBジャパン・ゴールド・ユーロ)	ケイマン 諸島	2,133,871.23 ユーロ (342,358,300円)

(後略)

2 ファンドの現況

純資産額計算書

<訂正前>

(2024年3月31日現在)

グリーン	資産総額(円)	2,460,218,693
	負債総額(円)	15,223,053
	純資産総額(-)(円)	2,444,995,640
	発行済数量	23,012,502.32
	1単位当たり純資産額(/)(円)	106.25
グリーンC	資産総額(円)	181,647,350
	負債総額(円)	1,651,337
	純資産総額(-)(円)	179,996,014
	発行済数量	3,288,088.00
	1単位当たり純資産額(/)(円)	54.74
レインボー・ オールシーズンズ	資産総額(円)	408,317,676
	負債総額(円)	1,937,013
	純資産総額(-)(円)	406,380,663
	発行済数量	5,500,879.86
	1単位当たり純資産額(/)(円)	73.88

(後略)

<訂正後>

(2024年7月31日現在)

グリーン	資産総額(円)	2,327,631,935
	負債総額(円)	11,396,640
	純資産総額(-)(円)	2,316,235,295
	発行済数量	22,705,556.56
	1単位当たり純資産額(/)(円)	102.01
グリーンC	資産総額(円)	158,814,663
	負債総額(円)	1,351,259
	純資産総額(-)(円)	157,463,404
	発行済数量	3,288,088.00
	1単位当たり純資産額(/)(円)	47.89
レインボー・ オールシーズンズ	資産総額(円)	425,829,842
	負債総額(円)	3,668,768
	純資産総額(-)(円)	422,161,074
	発行済数量	5,416,226.00
	1単位当たり純資産額(/)(円)	77.95

(後略)

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

<訂正前>

(前略)

4. 受益証券の譲渡制限

管理会社及び受託会社は、受益証券の譲渡を制限する権利を留保する。

<訂正後>

(前略)

4. 受益証券の譲渡制限

受託会社は、管理会社と協議の上、受益証券の譲渡を制限する権利を留保する。

[次へ](#)

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(2) 管理会社の組織

<訂正前>

(前略)

現在の管理会社の取締役は、テニソン・ブリッグス氏及びヨセフ・ホルツァー氏である。

(中略)

ヨセフ・ホルツァー氏は、1993年にウィーン工科大学を優秀な成績において卒業し、コンピューター科学の修士号を取得した。1995年にホルツァー氏はテトレイダー・ソフトウェア GmbH を共同設立し、1998年まで同社のマネージング・ディレクターを務めた。また2000年にホルツァー氏はテトレイダー Sp. z o.o. を共同設立し、2005年まで同社のマネージング・ディレクターを務めた。テトレイダー Sp. z o.o. は金融情報及びソリューションをグローバルに提供する大手企業である。2005年に同氏は多数の投資会社から成るスーパーファンド・グループに加わり、スーパーファンド独自の受注管理システムの開発を担当した。現在、ホルツァー氏はスーパーファンド・グループのソフトウェア開発の責任者を務めている。ホルツァー氏はオーストリア国籍を有する。

管理会社の取締役会は、その構成員から議長を1人選出し、かつ代理議長を選出することができる。また、秘書役を選出し、かつ管理会社の運営及び管理に必要であると考えられる場合に、マネージャー、アシスタント・ジェネラル・マネージャー、秘書役補佐及びその他の役員を随時任命することができる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

現在の管理会社の取締役は、テニソン・ブリッグス氏、ヨセフ・ホルツァー氏及びステファノ・アクティス氏である。

(中略)

ヨセフ・ホルツァー氏は、1993年にウィーン工科大学を優秀な成績において卒業し、コンピューター科学の修士号を取得した。1995年にホルツァー氏はテトレイダー・ソフトウェア GmbH を共同設立し、1998年まで同社のマネージング・ディレクターを務めた。また2000年にホルツァー氏はテトレイダー Sp. z o.o. を共同設立し、2005年まで同社のマネージング・ディレクターを務めた。テトレイダー Sp. z o.o. は金融情報及びソリューションをグローバルに提供する大手企業である。2005年に同氏は多数の投資会社から成るスーパーファンド・グループに加わり、スーパーファンド独自の受注管理システムの開発を担当した。現在、ホルツァー氏はスーパーファンド・グループのソフトウェア開発の責任者を務めている。ホルツァー氏はオーストリア国籍を有する。

ステファノ・アクティス氏は、多数の投資会社から成るスーパーファンド・グループに2012年に入社し、チューリッヒ(スイス)の Idealab Research GmbH において定量的研究に従事していた。2016年にアクティス博士は Idealab Research GmbH のマネージング・ディレクターに就任した。またアクティス博士は現在、ファドゥーツ(リヒテンシュタイン)に所在する持株会社である Superfund Holding AG 及びチューリッヒ(スイス)に所在する資産運用会社である Superfund Asset Management AG のそれぞれの取締役会構成員も務めている。アクティス博士は、2002年に物理学の修士号を取得してトリノ大学(イタリア)を卒業した後、2005年に同大学において博士号を取得した。スーパーファンド・グループに入社する以前は、2005年から2009年までツォイテン及びアーヘン(ドイツ)において、また2009年から2012年まではフィリゲン(スイス)に所在する Paul Scherrer Institut において、アカデミック・ポジショ

ンに就いていた。アクティス博士は2024年7月1日よりSuperfund Technologies Sp. z. o.o(ポーランド)の取締役会会長を務めている。アクティス博士はスイス及びイタリア国籍を有する。

管理会社の取締役会は、その構成員から議長を1人選出し、かつ代理議長を選出することができる。また、秘書役を選出し、かつ管理会社の運営及び管理に必要であると考えられる場合に、マネージャー、アシスタント・ジェネラル・マネージャー、秘書役補佐及びその他の役員を随時任命することができる。

(後略)

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

管理会社は、信託証書の満期まで管理会社としての職務を継続するが、受託会社が承認したその他の法人に後継を託して辞任する権利も付与されている。管理会社が当ファンドに対して提供する投資運用業務は、非排他的なものである。管理会社は、第三者に対しても自由に投資顧問業務を提供することができる(下記「4 利害関係人との取引制限」参照)。

現在、管理会社は、以下の投資信託の投資管理会社として行為している。

名称	設立国	種類 (基本的性格)	純資産額合計(通貨別) (2024年3月31日現在)
スーパーファンド・ジャパン (当ファンド)	ケイマン諸島	適用免除、オープン・エンド 型ユニット・トラスト	2,395,002,862円
			4,204,492.99米ドル (約659,012,231円)

<訂正後>

管理会社は、信託証書の満期まで管理会社としての職務を継続するが、受託会社が承認したその他の法人に後継を託して辞任する権利も付与されている。管理会社が当ファンドに対して提供する投資顧問業務は、非排他的なものである。管理会社は、第三者に対しても自由に投資顧問業務を提供することができる(下記「4 利害関係人との取引制限」参照)。

現在、管理会社は、以下の投資信託の投資顧問会社として行為している。

名称	設立国	種類 (基本的性格)	純資産額合計(通貨別) (2024年7月31日現在)
スーパーファンド・ジャパン (当ファンド)	ケイマン諸島	適用免除、オープン・エンド 型ユニット・トラスト	25,519,660円
			5,674,907.15米ドル (約821,726,555円)

[次へ](#)

3 管理会社の経理状況

(1) 貸借対照表

以下が「3 管理会社の経理状況、(1) 貸借対照表」の終わりに追加挿入される。

1. スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド(以下、「管理会社」という。)の2024年6月30日に終了した6ヶ月に係る日本文の中間財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された管理会社の原文の中間財務書類を、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項但書の規定を適用して翻訳したものである。
2. 管理会社の原文の中間財務書類は、独立監査人の監査を受けていない。
3. 管理会社の原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、原文の中間財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2024年8月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=144.80円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド

貸借対照表(未監査)

2024年6月30日現在

(単位:米ドル)

	注記	2024年6月30日		2023年12月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
現金		266,469	38,585	357,824	51,813
未収管理報酬	4	1,591	230	2,180	316
前払費用		944	137	-	-
資産合計		269,004	38,952	360,004	52,129
負債					
未払専門家報酬		4,845	702	4,817	698
その他未払専門家報酬		1,772	257	2,065	299
未払関連会社費用		3,846	557	-	-
負債合計		10,463	1,515	6,882	997
株主持分					
株式資本	3	1	0	1	0
資本剰余金	3	420,786	60,930	420,786	60,930
累計損失		(162,246)	(23,493)	(67,665)	(9,798)
		258,541	37,437	353,122	51,132
負債合計及び株主持分		269,004	38,952	360,004	52,129

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド

損益計算書(未監査)

2024年6月30日に終了した6ヶ月

(単位:米ドル)

	注記	2024年6月30日		2023年6月30日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
管理報酬	4	9,272	1,343	10,865	1,573
			(5,647)	(32,961)	(4,773)
正味為替損失		(38,996)			
		(29,724)	(4,304)	(22,096)	(3,200)
費用					
取締役報酬及び費用	5	-	-	-	-
財務諸表作成費		3,950	572	3,521	510
専門家報酬		17,753	2,571	12,940	1,874
その他費用		1,311	190	1,443	209
		23,014	3,332	17,904	2,592
当期純損失		(52,738)	(7,636)	(40,000)	(5,792)

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド

株主持分変動表(未監査)

2024年6月30日に終了した6ヶ月

(単位:米ドル)

	株式数	株式資本 米ドル	資本剰余金 米ドル	利益剰余金 米ドル	合計 米ドル
2024年1月1日現在残高	1	1	420,786	(109,508)	311,279
当期純損失	-	-	-	(52,738)	(52,738)
2024年6月30日現在残高	1	1	420,786	(162,246)	258,541

	株式数	株式資本 千円	資本剰余金 千円	利益剰余金 千円	合計 千円
2024年1月1日現在残高	1	0	60,930	(15,857)	45,073
当期純損失	-	-	-	(7,636)	(7,636)
2024年6月30日現在残高	1	0	60,930	(23,493)	37,437

	株式数	株式資本 米ドル	資本剰余金 米ドル	利益剰余金 米ドル	合計 米ドル
2023年1月1日現在残高	1	1	420,786	(67,666)	353,121
当期純損失	-	-	-	(40,000)	(40,000)
2023年6月30日現在残高	1	1	420,786	(107,666)	313,121

	株式数	株式資本 千円	資本剰余金 千円	利益剰余金 千円	合計 千円
2023年1月1日現在残高	1	0	60,930	(9,798)	51,132
当期純損失	-	-	-	(5,792)	(5,792)
2023年6月30日現在残高	1	0	60,930	(15,590)	45,340

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド
キャッシュ・フロー表(未監査)

2024年6月30日に終了した6ヶ月

(単位:米ドル)

	2024年6月30日		2023年6月30日	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期純損失	(52,738)	(7,636)	(40,000)	(5,792)
営業活動で使用された現金の 当期純(損失)/利益に対する調整:				
未収管理報酬の(増加)/減少	(1,111)	(161)	970	140
未収金及び前払費用の(増加)	(944)	(137)	-	-
その他未払金及び未払費用の増加/(減少)	3,016	437	6,344	(919)
営業活動に使用した現金純額	(51,777)	(7,497)	(32,686)	(4,733)
当期中の現金の純減少	(51,777)	(7,497)	(32,686)	(4,733)
現金の期首残高	318,246	46,082	357,824	51,813
現金の期末残高	266,469	38,585	325,138	47,080

添付の財務諸表注記参照。

財務諸表注記

2024年6月30日

(単位:米ドル)

1. 会社設立及び基礎情報

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド(以下「当社」という。)は、2004年10月8日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除有限会社として設立され、2006年1月1日に開業した。

当社の主な活動は、スーパーファンド・ジャパン(以下「当信託」という。)に対して投資運用サービスを提供することである。

当社は本信託の投資運用会社を務め、代行協会員契約に従って、スーパーファンド・ジャパン株式会社を日本における当信託の代行協会員として選任している。代行協会員は、1口当たり純資産価額を公表し、日本証券業協会に財務諸表を提出する責任がある。スーパーファンド・ジャパン株式会社は、当信託の販売会社としての業務も行っている。当社及び当信託の年次監査済財務諸表は、日本における開示義務の一環として有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれており、関東財務局に提出されている。

2. 重要な会計方針

(a) 準拠基準

当該財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則(以下、「US GAAP」という。)に従って作成されている。

(b) 外貨換算

当社の財務諸表は米ドル建てで表示している。外貨建て取引は、取引日現在の為替レートで換算される。期末日現在のすべての外貨建て資産及び負債は、同日の為替レートで米ドル(\$)に換算される。換算より生じる為替換算差額は損益計算書において認識される。

(c) 見積りの使用

US GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は財務諸表日現在の資産及び負債の報告額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに当期中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それら見積りとは異なる可能性がある。公正価値は特定時点において市況及び金融商品の情報に基づき見積られる。これらの見積りは本来主観的なものであり、不確実性及び重要な判断を伴うため、正確に算出することはできない。仮定の変更は見積りに重要な影響を与える場合がある。

(d) 現金

現金は銀行預金で構成されており、全額が、満期まで3ヶ月以内で流動性が高いとみなされている。

(e) 未収管理報酬

未収管理報酬は投資管理会社としてのサービス提供先である当信託に対して請求した管理報酬である。

当社の方針では一般貸倒引当金を設定していないが、すべての未収金は12ヶ月経過後に回収不能とみなされ償却される。

(f) 収益及び費用

収益及び費用は発生基準で計上される。

(g) 法人税等

ケイマン諸島では収益又は利益に対して課税されることはなく、仮に課税された場合でも2024年10月26日まで現地の収益、利益及び資本等に係る税金の適用を免除する旨の合意をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人税等に関する引当金は当該財務諸表に含まれていない。

(h) 運用資産

運用中の信託の各サブファンドの資産及び負債は当社の資産又は負債ではないため、当該財務諸表には表示されていない。

3. 株式資本

	2024年6月30日	2023年6月30日
	米ドル	米ドル
<u>授権済:</u>		
各1円の償還可能参加型議決権付株式50,000,000株	351,212	351,212
<u>発行済及び全額払込済:</u>		
1円の償還可能参加型議決権付株式1株	1	1
資本剰余金	420,786	420,786

4. 管理報酬

当社は当信託の各サブファンドの純資産の0.10%(年率)の管理報酬を、各サブファンドによって、半年ごと、四半期ごと又は月ごとに後払いで受領している。管理報酬は、独立第三者間条件での交渉に基づき設定されたものではない。

2024年6月30日に終了した6ヶ月において、当社は当信託から9,272米ドル(2023年6月30日:10,865米ドル)の管理報酬を稼得しており、そのうち1,591米ドル(2023年6月30日:1,211米ドル)が同日現在未払となっている。

5. 関連当事者間取引

当社は当信託の投資運用活動に関して一定の支配力及び重要な影響力を有することから、当信託の関連当事者とみなされる。

2024年6月30日に終了した6ヶ月において、取締役は当社から0米ドル(2023年6月30日:0米ドル)の報酬及び費用を稼得しており、同日現在、未払となっている金額はない(2023年:なし)。

6. 金融商品の公正価値

金融資産及び負債は満期までの期間が比較的に短いため、その帳簿価額は公正価値に近似している。

7. 金融商品及び関連リスク

信用リスク

信用リスクとは、取引相手はその義務の条件に従い当社に対して義務を履行できなかった場合に当社が被る可能性のある損失のことである。金融資産は、潜在的に当社を信用リスクにさらす可能性のある資産であり、主に現金及び現金同等物、並びに未収管理報酬で構成される。信用リスクの最大エクスポージャーは、かかる金融資産の帳簿価額に等しい。当社が現金残高を信用のある金融機関に預け、また未収管理報酬はその性質上短期であることから、現金及び現金同等物、並びに未収管理報酬に係る信用リスクは低いとみなされる。

当社は、米ドルの他の通貨に対する換算レートが、米ドル以外の通貨建ての当社の資産及び負債の報告数値に不利な影響を及ぼす形で変動する可能性があるリスクにさらされている。

8. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2024年8月31日までのすべての重要な後発事象を評価し開示した。

[次へ](#)

4 利害関係人との取引制限

<訂正前>

管理会社のその他の活動若しくは投資に関して、又は管理会社によって運用されるその他の投資ポートフォリオの活動に関して、一切制限はない。管理会社及び/又はその取締役は、当ファンドに類似する業務及び目的をもつその他のファンドの運用に関与することを許容される。かかるその他のファンドの活動は、当ファンドの活動と競争関係を生ずることがあり、この場合、管理会社の活動は利益相反とみなされることがある。

(中略)

管理会社に支払われる報酬は、独立当事者間の交渉によって定められたものではない。テニソン・ブリッグス氏及びヨセフ・ホルツァー氏は、いずれも管理会社の取締役であり、マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドの取締役でもある。

テニソン・ブリッグス氏及びヨセフ・ホルツァー氏は、投資顧問会社、販売会社並びにマスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドのマネジメント株式の株主と関係を有する。

(後略)

<訂正後>

管理会社のその他の活動若しくは投資に関して、又は管理会社の助言を受けるその他の投資ポートフォリオの活動に関して、一切制限はない。管理会社及び/又はその取締役は、当ファンドに類似する運営方法及び目的をもつその他のファンドに対する助言及び管理業務の提供に関与することを許容される。かかるその他のファンドの活動は、当ファンドの活動と競争関係を生ずることがあり、この場合、管理会社の活動は利益相反とみなされることがある。

(中略)

管理会社に支払われる報酬は、独立当事者間の交渉によって定められたものではない。テニソン・ブリッグス氏、ヨセフ・ホルツァー氏及びステファノ・アクティス氏は、いずれも管理会社の取締役であり、マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドの取締役でもある。

テニソン・ブリッグス氏、ヨセフ・ホルツァー氏及びステファノ・アクティス氏は、投資顧問会社、販売会社並びにマスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドのマネジメント株式の株主と関係を有する。

(後略)

以上